

令和7年(再イ)第51号

長崎県長崎市平和町10番25—802号
再生債務者 池田 惣祥

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年6月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年6月8日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第316号

札幌市南区簾舞2条1丁目13番12号
再生債務者 佐々木 唯

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年6月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年6月8日
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第3号

富山県砺波市中野1219番地5
再生債務者 中川 佳美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年6月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年6月8日 富山地方裁判所高岡支部

懲戒処分のお知らせ

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 東京弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏名 前田 智弥
登録番号 58391
事務所 東京都千代田区丸の内2-2-2丸の内三井ビルディング201
長谷川俊明法律事務所
- 3 処分の内容 戒告
- 4 処分が効力を生じた年月日
令和8年6月4日
令和8年6月4日 日本弁護士連合会

無縁墳墓等改葬公告

高山市新火葬場建設工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和8年6月19日 岐阜県高山市

- 1 墳墓等所在地 ①岐阜県高山市西洞町128、②同131、③同120、④同114

- 1 墳墓等の名称 全て不詳
- 1 死亡者の本籍及び氏名(本籍はいずれも不詳)
①墓石二基 不詳、②釋涌念、釋尼慈薰、③釈教西 妙忌 妙念、釋丹正、ほか墓石一基 不詳、④墓石一基 不詳

- 1 改葬を行おうとする者 岐阜県高山市花岡町2-18 高山市長 田中 明
連絡先 市民福祉部火葬場建設推進課
電話0577-57-7755

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項及び黒部市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例(平成27年条例第39号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確認できないため、同法第22条第10項及び同条例第19条第2項の規定により公告する。

令和8年6月19日 黒部市長 上坂 展弘

- 1 建築物の所在等
住所 黒部市植木680番地
構造 木造瓦葺2階建
- 2 所有者等に命じる必要な措置の内容
1の建築物については、「そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」に該当しているため、当該建築物や樹木の一部を除却する等安全な措置を行うこと。

3 措置の期限 令和8年7月10日

期限までに措置が行われない場合は、黒部市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者が措置を行う。その場合、措置に要した費用を所有者等から徴収する。

4 黒部市役所の掲示場への掲示

この公告の内容は、黒部市公告式条例第2条第2項に規定する富山県黒部市三日市1301番地の黒部市役所の掲示場において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十九日

札幌市豊平区月寒西四条七丁目四一〇
E-1 Terrace1号
Integrity Factory 合
同会社 代表清算人 袋井 朋栄

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十九日

北海道天塩郡遠町町字本町四丁目九一番地
一九 TSP合同会社
清算人 山下 悟

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十九日

岩手県釜石市小川町二丁目六番四号
株式会社正工務店
代表清算人 佐々木正己

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十九日

仙台市泉区松陵二丁目三〇番地の五
有限会社日本グレーダー興業
清算人 中村 孝木

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十九日

仙台市青葉区北根一丁目三番一—二一〇
四号 株式会社大槻総合研究所
代表清算人 大槻 幸子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十九日

福島県福島市宮代字瀬戸川五二番地の五
有限会社大橋電気
清算人 大橋 一夫